

資料編

1. 名寄市保健医療福祉推進協議会保健医療部会委員名簿

任期：平成30年9月19日～平成31年3月31日

役職	氏名	所属団体及び役職名	備考
委員	加藤 隆	名寄市立大学保健福祉学部学部長	
委員	大野 洋子	名寄市保健推進委員協議会会長（風連地区）	
委員	室 資祁子	名寄市保健推進委員協議会副会長（名寄地区）	
委員	中村 幸尚	名寄市民生委員児童委員連絡協議会会長	
委員	小笠原 志朗	名寄市社会福祉協議会地域支援係長	
委員	酒井 洋子	名寄市食生活改善協議会会長	
委員	大石 正子	有識者（吉田病院地域医療連携室）	◎部会長
委員	佐々木 美奈	名寄保健所健康推進課健康支援係長	
委員	高橋 奈央枝	名寄保健所企画総務課企画係主査	

2. 名寄市生きるを支える自殺対策推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、全庁的に自殺対策に取り組むために設置する名寄市生きるを支える自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 名寄市自殺対策計画策定に関すること。
- (2) 名寄市自殺対策計画の推進に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進及び実施に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、推進本部を統括し、会議を主宰する。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときに、あらかじめ本部長が定める順序に従いその職務を代理する。
- 4 委員は、各部長職及び次長職の者とする。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要の都度、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会等)

第5条 推進本部の中に、部会及び委員会を置くことができる。

(職員の協力)

第6条 職員は、推進本部設置の目標が達成されるよう、積極的な協力をを行い、その成果を高めるよう努力しなければならない。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、健康福祉部部内に置く。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は平成30年7月30日から施行する。